

自転車レーンを整備しました！

自転車レーンのルール


⚠ 逆走禁止



自転車レーンを走る時は**クルマと同じ左側通行**！
逆走は大変危険な行為です。矢印の路面表示に従って、通行しましょう！

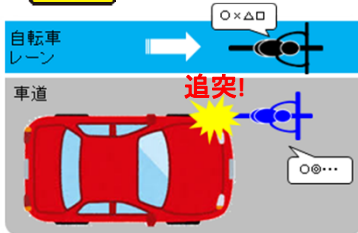
⚠ 歩道は歩行者優先

法律の規定により、歩道上を自転車で通行することは禁止されていますが、以下の場合には歩道を通行することができます。

- ・自転車通行可の標識がある場合 
- ・運転者が児童(13歳未満)もしくは高齢者(70歳以上)、または身体に障害を負っている場合
- ・安全のためやむをえない場合

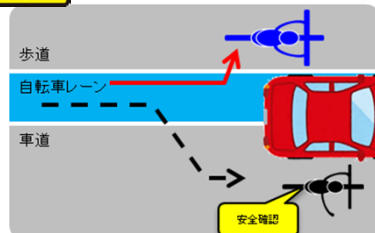
自転車で歩道を通行する場合は、交通ルールにのっとり、「**歩行者優先**で、**車道寄り**を徐行」してください。

⚠ 並走禁止



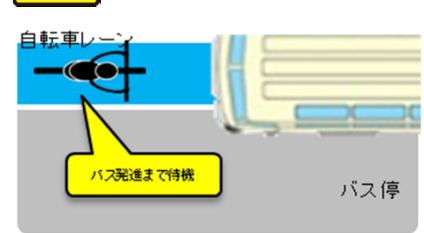
自転車での**並走は禁止**です。
前後1列に並んで走行して下さい。

⚠ 停車車両に注意



路上に停車しているクルマを避ける場合は、歩道に迂回するか、**後方の安全確認**を行なって追い抜いて下さい。

⚠ バス停に注意



バス停車中(乗降中)の場合、**バスが発信するまで後方で待機**するか歩道に迂回(乗降客に注意)して下さい。

⚠ クルマ・バイクは走行禁止

自転車レーンにおいて、**クルマ・バイク・原付は走行禁止**です。また、自転車通行の妨げとなる**迷惑駐車**はやめましょう。

⚠ 保険に加入

兵庫県では自転車を利用する場合は、**保険に加入することが義務付けられています**。自転車保険の加入は、被害者の救済、加害者の経済的負担を軽減するために有効な制度です。

なお、保険には様々なタイプがありますので、家族を含めて加入の有無を確認し、自分に合った保険を選択してください。



お問合せ: 三田市 地域振興部 地域整備室 道路河川課

